

せいかつ ほ ご

生活保護のしおり



伊丹市マスコット たみまる

いたみしふくしじむしょ
伊丹市福祉事務所

〒664-8503

いたみしせんぞ ちょうめ ばんち
伊丹市千僧1丁目1番地

TEL：072-782-8605

FAX：072-784-8135

担当ケースワーカー

«もくじ»

1. はじめに.....	
2. 生活保護とは	
3. 生活保護のしくみ.....	5
4. 年金の活用.....	8
5. 生活保護を受けている人の権利	9
6. 生活保護を受けている人の義務	9
7. 生活保護の種類	
8. その他給付制度	13
9. 保護費の支給・返還	14
10. 不正受給	15
11. 医療扶助の利用	20
12. 介護サービスの利用	24
13. 地区担当員、民生委員・児童委員	24
14. 自立支援	25
●参考資料●.....	27

I. はじめに

この「しおり」は、生活保護の主旨をよく理解していただけるように、生活保護制度のあらましや、約束事、決まり事等について分かりやすくまとめたものです。

2. 生活保護とは

(1) 生活保護の目的 (生活保護法第1条)

■無差別平等の原理 (生活保護法第2条)

○誰でも生活に困ったときは、生活保護法の定める要件にしたがって保護を受けることができます。

■健康で文化的な最低生活保障の原理 (生活保護法第3条)

○健康で文化的な最低限度の生活の保障 (日本国憲法第25条の理念)

○自立した生活をおくるための支援

※日本国憲法第25条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもの

ですので、ためらわずにご相談ください。

※ 外国籍の方に対する生活保護の適用について

○生活が困窮している外国籍の人に対しては、生活保護法に定められている国民に対する保護の基準に準じて、必要と認める保護を行うことが出来ます。

○有効な在留カードや特別永住者証明書の提示が必要です。

(2) 生活保護を受けるにあたって

■補足性の原理（生活保護法第4条）

利用できる資産、能力その他あらゆるもののが活用が必要です。

① 能力の活用

○働く能力のある人は、能力に応じて働くこと

○仕事に就いていない人は、働くための最善の努力をすること

（就職活動や健康管理、自立支援の積極的な活用等）

② 資産の活用

活用できる財産や資産は、まず生活の維持のために活用が必要です。

例：手持ちの現金や預貯金の消費

生命保険・学資保険・損害保険等の各種保険の解約

自動車・土地・建物・貴金属等の売却

（保有の理由等により例外があります。ご相談ください。）

③ 他法他施策の活用

他の法律や制度で受けられる支援は可能な限り利用が必要です。

例：老齢年金・障害年金・年金生活者支援給付金

児童扶養手当・児童手当・傷病手当金・失業手当金

自立支援医療制度・福祉医療助成制度・難病指定医療等



伊丹市マスコット たみまる

④ 扶養義務者の扶養

民法に定められている扶養義務者（直系血族・兄弟姉妹・その他3親等以内の親族）の扶養は生活保護より優先されます。

○扶養義務者からの援助を受けることができる場合は援助を受けてください。

○福祉事務所から扶養義務者に対して実地による訪問又は文書の送付を行い、金銭的援助や精神的な援助の可否を確認します。

※扶養照会は機械的にすべての扶養義務者に照会するものではなく、「扶養の義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には基本的に直接の照会は行わない取り扱いとなります。

(例：生活保護を受けている方、DVを受けて逃げている相手、10年以上音信不通の方、概ね70歳以上の高齢者や未成年者)

※親族に相談してからでないと申請できないということではありません。

■申請保護の原則（生活保護法第7条）

○生活保護は本人の申請により開始します。

(扶養義務者または同居の親族の申請も可能)

○要保護者が急迫した状態にあるときは、申請がなくても必要な保護が行われる場合もあります。

■基準及び程度の原則（生活保護法第8条）

○生活費は年齢、世帯構成、居住地などに基づいて、厚生労働大臣の定める保護基準により、世帯ごとに決められます。

資産・能力を最大限活用しても足りない場合に生活保護が適用され、国の定めた基準に基づき不足分の金銭や物品を支給します。

■必要即応の原則（生活保護法第9条）

○生活保護は年齢や性別、健康状態等、個人または世帯の状態に合わせて必要な支援を有効かつ適切に行います。

■世帯単位の原則（生活保護法第10条）

○一緒に生活されている「世帯」を単位として適用

「世帯」全体で生活保護の必要性を決定するため、

原則、世帯員のうち一人だけの生活保護の受給などはできません。

（3）保護利用の流れ

①相談・・・制度説明や生活のアドバイス等を行います。

伊丹市にお住まいの人は、伊丹市福祉事務所の窓口にお越しください。

②申請・・・申請書・必要書類を提出します。

申請用紙と、給与明細・預金通帳等の資産・収入がわかる資料を提出していただきます。詳しくは相談の際にお話しします。

③調査・・・生活状況・資産等を調査します。

④決定・・・生活保護の適用可否を通知します。

⑤開始後・・・地区担当員が訪問・支援を行います。

（4）暴力団員に対する生活保護の適用について

次の理由により保護の要件を満たさないため、生活保護は適用できません。

○本来の稼働能力の不活用

○収入・資産の隠匿が図られ、把握が困難

※暴力団員であることが疑われる場合には、必要に応じて警察に情報

提供依頼をする場合があります。



伊丹市マスコットヒコまる

3. 生活保護のしくみ

(1) 生活保護費の認定について

○世帯の最低生活費（国が定めるその世帯の1ヶ月分における経済的な最低生活需要のすべてを満たすための費用）とその世帯のすべての収入を比較します。

○最低生活費より収入が不足する場合、不足部分を金銭やサービス等で支給します。

例① 収入がない時

最低生活費		
生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費等
保護費（支給額）		

最低生活費の全額を保護費として支給します。

例② 仕送りや年金などの収入のみで最低生活費に満たない時

最低生活費		
生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費等
収入		

仕送りや年金等の収入は全額を収入として認定します。

最低生活費に満たない不足分を保護費として支給します。

はたら
働くと手元に残る
お金が増えます。



伊丹市マスコット たみまる

例③ 働きによる収入があるが、最低生活費に満たない時

最低生活費		
生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費等
保護費（支給額）		控除分

収入が最低生活費を下回った場合、不足分を保護費として支給します。

働いて得た収入に対しては、基礎控除・20歳未満控除制度により控除

相当分、世帯全体の生活費が増えます。

例④ 最低生活費を超える収入がある時

さいていせいかつひ 最低生活費				
せいかつふじょひ 生活扶助費	じゅうたくふじょひ 住宅扶助費	きょういくふじょひ 教育扶助費	かいごふじょひ 介護扶助費	いりょうふじょひとう 医療扶助費等
しゅうにゅう 収入				

せいかつほごう
生活保護は受けることができません。

(2) 収入・資産の取扱いについて

しゅうにゅう ふくしじむしょすみ とどけで ひつよう
収入があれば福祉事務所に速やかに届出が必要です。

せたい はい きゅうよ しおく げんぶつ ふく ねんきん しゃっきん きゅうふきんとう
世帯に入った給与や仕送り(現物によるものを含む)、年金、借金、給付金等
げんそくすべ きんせん せたい しゅうにゅう にんてい
原則全ての金銭をその世帯の収入として認定します。

せたいぬし せたいぜんいんぶん さいみまんふく とどけで ひつよう
世帯主だけでなく、世帯全員分(20歳未満含む)の届出が必要です。

せたいぬし せたいいん かた こうこうせいとう しゅうにゅう とどけで ひつよう
世帯主だけでなく、世帯員の方(高校生等)の収入も届出が必要です。
こうこうせいとう こ せいど せつめい じょうきょう はあく
高校生等の子どもにも制度を説明し、状況を把握してください。

①働きによる収入

- まいつき きゅうよとう ていきてき しゅうにゅう
毎月の給与等の定期的な収入
- しょうよとう りんじてき しゅうにゅう
賞与等の臨時的な収入
- さいみまん せたいいん しゅうにゅう
20歳未満の世帯員のアルバイト収入

■控除について

はたら かた しゅうにゅう すみ しんこく ぱあい ひつようけいひ つぎ
働いている方が収入を速やかに申告した場合は、必要経費や次のような
かくしゅこうじょ てきよう はたら ぱあい せたいぜんたい せいかつひ ふ
各種控除が適用され、働いていない場合よりも世帯全体の生活費が増える
ことになります。

ひつようけいひ 必要経費	こうつうひ しゃかいほけんりょうとう 交通費、社会保険料等
きそこうじょ 基礎控除	しゅうにゅうがく おう さだ こうじょがく さんしょう 収入額に応じて定められた控除額(27ページ参照)
さいみまんこうじょ 20歳未満控除	こうこうせいとう はたら ぱあい てきよう げつがく えん 高校生等が働いた場合に適用。(月額11,600円)
しんきしゅうろうこうじょ 新規就労控除	あら しゅうろう かいし ぱあい てきよう しきゅうようけんあり 新たに就労を開始した場合に適用。(支給要件有)



伊丹市マスコット たみまる

■高等学校等在学中のアルバイト収入の取り扱いについて

基礎控除及び20歳未満控除に加えて次の費用を必要経費として
収入とみなさないことができます。事前に必ず福祉事務所にご相談
ください。

(例)・私立高校の授業料の不足分

- ・修学旅行費、学習塾代等で必要最小限度の額
- ・自立のために運転免許の取得や大学等の進学のための入学金
- ・就労・就学に伴う転居費用や就職活動に必要な費用

②働きによらない収入

- ・年金(国民年金・厚生年金・年金生活者支援給付金・共済年金・企業年金・恩給等)や公的手当(児童扶養手当・児童手当・傷病手当金・失業手当金等)の収入
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金、割戻金、配当金等
- ・世帯の者以外からの援助や仕送り(現物による仕送りも含む。)
- ・交通事故の賠償金、慰謝料等

③資産

- ・生命保険・学資保険・損害保険等の各種保険
- ・土地や家等の不動産
- ・自動車や高価な貴金属類
- ・相続財産等

※※《注意》※※

収入、資産を正しく届出なかったり、故意に収入の申告を行わなかった場合、保護の不正受給とみなされ、お金の返還請求や法律による処罰を受けることがあります。収入や資産に関しては、速やかに届出をしてください。

15ページ(10. 不正受給)を参照

4. 年金の活用

(1) 日本年金機構からの通知

日本年金機構から年金情報（加入期間等）の提供（ねんきん定期便）
がありますので、通知があった場合は届出てください。

●老齢厚生年金の受給

老齢厚生年金受給資格のある人は、資格年齢に到達する約3か月前に老齢厚生年金の裁定請求書が送付されます。送付があった時は必ず届出ください。

●65歳到達時

老齢基礎年金のみ受給資格がある人は、65歳に到達する約3か月前に老齢基礎年金の裁定請求書が送付されます。送付があった時は必ず届出ください。

●年金受給中の方

毎年6月に年金額改定通知書が日本年金機構から届きますので収入申告してください。それ以外でも年金額が変更になる場合は必ず届出ください。

※老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日によって異なる場合があります。

※その他、分からないう�あれば、地区担当員にお尋ねください。

(2) 生活保護の適用の制限

次のいずれにも該当する方は、原則として生活保護を受けることはできません。（理由：本来生活費として活用すべき資産の活用を怠っていることとなり、生活保護の要件を満たしていないため。）

① 過去に年金担保貸付を利用し生活保護を受給

② 再度年金担保貸付を利用して、その借入金を生活費以外の目的に使用



伊丹市マスコット ヒコまる

5. 生活保護を受けている人の権利

- ① 保護が決定した後は、正当な理由がなければ、不利益になるような変更は行
われません。(生活保護法第56条)
- ② 保護により、支給されたお金や品物には税金が課せられたり、差し押さえら
れることはありません。(生活保護法第57・58条)
- ③ 保護の権利は他人に譲り渡すことはできません。(生活保護法第59条)
- ④ 申請によって、国民年金や市県民税、固定資産税の免除があります。
- ⑤ 申請によって、NHK放送受信料の免除があります。
- ⑥ 決定された保護の内容や処分について、不服がある時には、決定を知った
翌日から起算して3ヶ月以内に、兵庫県知事または伊丹市長に不服申立て
(審査請求) ができます。

※外国籍の人は、生活保護法の準用による保護の適用についての不服申
た
し立てはできません。

6. 生活保護を受けている人の義務

(1) 生活上の義務 (生活保護法第60条)

- ① 自ら健康の保持及び増進に努めてください。
② 毎日の支出について、節約を心がけ、計画的に暮らしてください。

○賭け事、遊興等で生活費を浪費せず、計画的に保護費を使ってください。

○家賃、光熱水費、学校諸費用等を滞納せず、支払ってください。

○借金も収入として認定されます。借金はしないでください。

○他人名義であっても、自動車や中型以上(126cc以上)のバイクの
保有、運転は原則禁じられています。事故の補償や医療費等、福祉事務所

では救済できません。自己責任となります。



《補足》

福祉事務所が必要と判断したときは、状況に応じてレシート又は領収証等の保存

かけいぼ さくせい もと

や家計簿の作成を求めることがあります。

ふくしじむしょ しゅうろう きゅうしょくかつどう じょうきょうよ けんこうじょうたい てきぎちょうさ おこな

福祉事務所は、就労や求職活動の状況及び健康状態について、適宜調査を行います。

(2) 連絡・届出の義務 (生活保護法第61条)

しゅうにゅう しさん せいかつ なか へんか かならすみ ふくしじむしょ れんらく
収入や資産、生活の中で変化があれば、必ず速やかに福祉事務所に連絡・

とどけて ひつよう
届出が必要です。

① 収入・資産

- りんじしゅうにゅう あら しゅうにゅう
臨時収入や新たに収入があったとき
- きゅうりょう ねんきん てあて しおく とう しゅうにゅう ぞうげん
給料や年金、手当、仕送り等の収入が増減したとき
- いしゃりょう ほけん きんとう う と
慰謝料や保険金等を受け取ったとき
- せいめいほけん にゅういんきゅうふきんとう う と
生命保険の入院給付金等を受け取ったとき
- しさん ぱいきゃく そうちくとう
資産の売却、相続等があったとき

○収入・資産がない人も毎年1回申告が必要です。

(義務教育を終了された方は収入申告が必要)

○働ける人は、毎月求職活動状況・収入の申告が必要です。

② 暮らし

- かぞく にんずう か
家族の人数が変わったとき

(転入・転出・出生・死亡・家出・結婚・離婚等)

- しゅうしょく たいしょく てんしょく
就職、退職、転職するとき

- にゅういん たいいん てんいん
入院、退院、転院するとき

- え じゅう ちよう うきかんる す
やむを得ない事由により長期間留守にするとき

- やちん ちだい か
家賃・地代が変わったとき



伊丹市マスコット たみまる

《次のページに続く》

- しょうがいしやてちょう しゅとく とうきゅう へんこう
・ 障害者手帳の取得・等級が変更したとき。
- こ にゅうがく しんきゅう そつぎょう たいがく
・ 子どもが入学、進級、卒業、退学したとき。

だいがくどう しんがく ばあい せたいぶんり ひほごせたい せいかつほごひ
※大学等に進学した場合は、世帯分離（被保護世帯にいながら生活保護費の
しきゅうたいしょがい とりあつか げんそくできよう
支給対象外となる取扱い）が原則適用されます。

(3) 指導及び指示に従う義務

○福祉事務所が行った生活の維持、向上や目的達成のための

しどう しじ したが
指導や指示には、従うようにしてください。

○従っていただけない場合は、生活保護の変更・停止・廃止を

ばあい せいかつほごほうだいじょう
する場合があります。（生活保護法第62条）

7. 生活保護の種類

せいかつほご ふじょつき しゅるい
生活保護の扶助は次の8種類

せいかつふじょ 生活扶助	た き でんき すいどうとう にちじょうせいかつ ひつよう 食べもの・着るもの・電気・ガス・水道等、日常生活に必要な ひょう きじゅんがく しょくひどう こじんてきひょう こうねつすいひどう せたい 費用。基準額は、①食費等の個人的費用と②光熱水費等の世帯 きょうつうひょう がっさん けいさん 共通費用を合算して計算します。
じゅうたくふじょ 住宅扶助	やちん ちだいとう じゅうたく ひつよう ひょう およ てんきょじ まえやちん しきんとう 家賃・地代等の住宅に必要な費用及び転居時の前家賃、敷金等
きょういくふじょ 教育扶助	がくようひん きょうざいひ つうしんひ ふく きゅうしょくひ がっきゅうひどう 学用品・教材費（通信費含む）・給食費・学級費等の ぎむ きょういく ひつよう ひょう かつどう ひょう 義務教育に必要な費用・クラブ活動にかかる費用
いりょうふじょ 医療扶助	びょういん ひつよう ひょう ちりょうざいりょうひ いりょういそうひ 病院にかかるために必要な費用、治療材料費、医療移送費
かいごふじょ 介護扶助	かいごう ひつよう ひょう 介護を受けるために必要な費用
しゅっさんふじょ 出産扶助	しゅっさん ひつよう ひょう 出産をするために必要な費用
せいぎょうふじょ 生業扶助	ぎじゅつ ぎのうみつ ひつよう ひょう しごとつ ひつよう 技術や技能を身に付けるために必要な費用、仕事に就くため必要 ひょう こうこうしゅうがく ひつよう ひょう きょうざいひ つうがくこうつうひ な費用。高校就学のために必要な費用（教材費・通学交通費・ かつどう ひょう クラブ活動にかかる費用）
そうさいふじょ 葬祭扶助	そうさい ひつよう ひょう 葬祭のために必要な費用

いちじふじょ りんじてき じゅよう おう ひつよう ひようまた げんぶつ しきゅう
■一時扶助 臨時的な需要に応じ必要な費用又は現物を支給
 さだ はんいない
 (定められた範囲内)

ひふくひ 被服費	ふとん 布団	ちょうきにゅういんごたいいん もの さいがいりさいしゃとう ふとん 長期入院後退院する者、災害罹災者等が布団 るい まったく また また しょう た 類が全くないか、又は全く使用に耐えなくな ばあい ひよう った場合の費用
	ひふく 被服	ちょうきにゅういんごたいいん もの さいがいりさいしゃとう ひふく 長期入院後退院する者、災害罹災者等が被服 も ばあい ひよう を持たない場合の費用
	しんせいじひふく 新生児被服	しゅっさんひかうぶぎとうひつよう ばあい ひよう 出産を控えて産着等を必要とする場合の費用
	ねまき 寝巻	にゅういんさいねまきとうまったく また しょう た 入院に際し、寝巻等が全くない又は使用に耐 ばあい ひよう えない場合の費用
	おむつ	じょうじしきんじょうたい もの ひつよう 常時失禁状態にある者で、おむつを必要とす ばあい ひよう る場合の費用
かぐじゅうきひ 家具什器費		ちょうきにゅういんごたいいん もの さいがいりさいしゃとう すいじょうぐ しょっき 長期入院後退院する者、災害罹災者等が、炊事用具・食器 るいれいばうきぐだんばうきぐひつよう ばあいひよう 類・冷房器具・暖房器具を必要とする場合の費用 こじょうかかたいしようがい (故障による買い替えは対象外)
いそうひ 移送費		としけいかくほうとう えでんきよ ばあい ひよう 都市計画法等によりやむを得ず転居する場合の費用
こうしんりょうどう 更新料等		かさいほけんりょうこうしんてすうりょうほしょうりょうじしんほけんふく 火災保険料、更新手数料、保証料(※地震保険は含まれませ ん)
にゅうがくじゅんびきん 入学準備金		しょうちゅうがくこうにゅうがくじゅんびひつようひよう 小・中学校への入学準備に必要な費用
はいでんせつびひ 配電設備費		はじはいでんせつびしんせつばあいひよう 初めて配電設備を新設する場合の費用
すいどうせつび 水道設備		いどみずいんようてきとうすいどうせつびひつようばあい 井戸水が飲用に適しない等、水道の設備が必要な場合の ひよう費用
かおくほしゅうひ 家屋補修費		かおくほしゅうひつようばあいひよう 家屋の補修を必要とする場合の費用
にゅうよくせつびふせつ 入浴設備の付設		じゅうどしんしんじょうがいしゃほこうこんなんこうれいしゃとうたいきんりん 重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等に対し、近隣に こうしゅうよくじょうばあいせっちひよう 公衆浴場がない場合の設置費用
しゅうろうかつどうそくしんひ 就労活動促進費		はたらせいかつほごじりつかのうはんだん 働くことによって生活保護からの自立が可能と判断される かたしゅうしょくかつどうけいひほじょひよう 方の就職活動にかかる経費の補助費用

※※《一時扶助を申請する際の注意点》※※

一時扶助は、必ず受給出来るものではなく、事前に連絡・検討が必要となります。

○必ず事前に福祉事務所への相談が必要です。

○領収書等の必要書類が必要です。

○一定の条件や上限額があり、支給されない場合もあります。

一時扶助の項目は、上記以外にもありますので、まずは福祉事務所へご相談ください。

8. その他給付制度

就労自立給付金

税・社会保険料等の負担増への対応、自立助長を図るため、就労により生活保護から脱却した場合に就労自立給付金を支給しています。

(1) 対象者

安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなった者

(2) 支給方法

1.保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て

2.保護脱却時に一括支給

(3) 支給額

1.保護脱却前の最大6カ月の収入認定額の一定額(10%)

2.上限額：単身世帯10万円・多人数世帯15万円

進学準備給付金

大学等への進学支援を図るため、大学等へ進学した場合に、新生活立ち上げの費用として、進学準備給付金を支給しています。

(1) 対象者

特定教育訓練施設（大学、専修学校等）に確実に入学する者

(2) 支給方法

進学する世帯員の方の口座に一括支給

(3) 支給額

1.自宅から通学する者：10万円

2.進学を理由として、出身世帯の自宅から転居し通学する者：30万円

9. 保護費の支給・返還

(1) 支給日について

保護費は、原則毎月1回の支払い

支給日 每月4日

※月の4日が土・日・祝日等の閉庁日の時は、閉庁日の前日に支給

■窓口払いの場合…支給日に生活支援課の窓口で支給

■口座払いの場合…支給日に指定口座に振り込み

※金融機関によっては、支給日の前日に振り込まれる場合があります。

(2) 保護費の返還について

次のような場合、保護費の返還の義務が生じることがあります。

福祉事務所の指示に従い速やかに返還してください。

- 差し迫った事情等のため本来資力がありながら保護を受けた場合
- 収入申告書の提出が遅れ、保護費に過払いが生じた場合
- 年金が遡って認定され、遡及分を受給した場合
- その他色々な事情により、保護費に過払いが生じた場合

10. 不正受給

ひつどく
必読！

(1) 不正受給とは

生活保護を受給している間は、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、福祉事務所に速やかに正しく届出なければなりません。（生活保護法第61条）これらを正しく届出なかったり、申告が遅れたり、その他不正な手段により保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

収入や資産を得たにもかかわらず、申告を行っていない、あるいは事実と異なる内容で申告を行った場合も不正受給となります。

< 不正受給にならないために >

生活保護制度は、皆さんの健康で文化的な生活を守るための制度です。不正受給にならないよう、次に定められたルールを必ず守り、正しい申告を心掛けてください。
わからない事や相談したい事があれば、地区担当員に遠慮なくお尋ねください。



伊丹市マスコット たみまる

① 働きによる収入の届出

働きによる収入があった時は福祉事務所に必ず速やかに届出てください。

(例)

・定期的な収入(毎月の給料等)

・臨時的な収入(ボーナスや日払いの給料等)

・20歳未満の世帯員のアルバイト収入等

② 働きによらない収入の届出

年金や仕送り等、働きによらない収入があった時も、必ず福祉事務所に届出てください。どのようなお金であっても世帯にお金が入ったときは、必ず速やかに届出てください。

(例)

・年金(国民年金・厚生年金・年金生活者支援給付金)

・共済年金・企業年金・恩給等)

・公的手当(児童扶養手当・児童手当・傷病手当金・雇用保険金等)

・生命保険の入院給付金や解約返戻金、割戻金等

・世帯の者以外からの援助や仕送り、養育費等

・現物や電子マネー[PayPay, LINE Pay等]も含む。)

・資産の売却

・交通事故の賠償金等

・ネットオークション等の個人間の売買で得た収入

・借金(個人や金融機関との貸し借り等)

《ポイント》

・保有を認められていた生命保険の解約返戻金であっても、働きによらない

収入になりますので、必ず届出てください。

・生活保護受給中の借金(年金担保を含む)は、福祉事務所が事前に認めた

一部の貸付金を除き、認められません。

③ 必要な費用は正確に申請する

一時的に必要な生活費用は、正しく申請し、使用してください。

詳しくは12ページを参照。

④ 資産の届出

資産があるときは、必ず速やかに福祉事務所に届出てください。

(例)・生命保険や損害賠償等の各種保険

- ・土地や家等の不動産
- ・自動車や高価な貴金属類 等

《ポイント》

不動産等を相続したときは、あなたの資産となりますので、福祉事務所に届出てください。

⑤ 世帯状況の変化の届出

世帯の者が増えた時や減った時は、必ず福祉事務所に届出てください。

(例)・世帯の者の転出又は転入

- ・世帯の者の入院又は退院
- ・世帯の者の出生や死亡 等

《ポイント》

家族でない人が一緒に暮らすようになったときも、福祉事務所に届出てください。

伊丹市マスコット たみまる



お金が入ったときや
生活状況に変化があったときは
必ず教えてください！

(2) 調査について

■毎年収入・資産調査を実施します。

所得の課税調査や金融機関の口座情報、生命保険の加入状況等を調査します。

■必要に応じて生活状況や就労状況、家族の状況等、更に徹底した調査をさせていただく場合があります。

■調査により申告されていない収入等が判明したときには、不正受給とみなされますので、ご注意ください。



(3) 不正受給への対応

伊丹市マスコット たみまる

不正受給を行ったときは、不正に得た保護費を福祉事務所に返さなければなりません(生活保護法第78条)。特に悪質と認めるときは、不正に得た保護費に上乗せした金額を返さなければなりません。また、告訴されることもあります。(生活保護法第85条)

(例) 働きによる収入を得ていたが届出なかった。

↓

正しく届出ていれば受けられたはずの、様々な控除が受けられなくなり、控除分も含めて福祉事務所に返さなければなりません。

(例) 生活保護受給中は、借金をする事ができないにもかかわらず、知人等からお金(年金担保を含む。)を借りた。

↓

借金も収入とみなされるので、収入として得た金額分の保護費を福祉事務所に返さなければなりません。

■返還請求金の加算

ほ ご ひ へんかん もと さい つぎ こうもく がいとう ばあい
保護費の返還を求める際、次の項目に該当する場合にはそれぞれ10%を
かさん がく へんかん せいきゅう さいだい
加算した額の返還を請求します。(最大40%)

- 不正受給期間が1年を超えるもの
- 過去の不正受給による返還の滞納
- 事前の文書による申告指示の違反
- 書類の偽造、改ざん、虚偽の記載、事実を隠す等の悪質な不正
- 不正受給判明後も収入の申告無し
- 福祉事務所の調査への協力を拒否

■告訴等の実施

書類の偽造、改ざん及び虚偽の申告、事実の隠蔽等、悪質な方法で不正を行った場合には、警察への告訴、告発を検討、実施する可能性があります。なお、告訴後は警察が捜査を開始し、逮捕、起訴、収監される場合があります。

●告訴件数

令和 元年度	1件 (就労収入の未申告)
令和 3年度	1件 (就労収入の未申告)
令和 5年度	1件 (交通事故賠償金の未申告)

収入や生活状況の変化等の届出は正しく速やかに行いましょう。
わからないことや相談事があれば地区担当員に
すぐに相談してください。

伊丹市マスコット たみまる



II. 医療扶助の利用

医療機関の受診には福祉事務所が発行する『医療券』が必要

(1) 病気やけがで通院するとき・薬局で薬を処方してもらうとき

①初めて医療機関等にかかる場合

- 本人又は世帯員の人が、必ず事前に福祉事務所へ届出
- 福祉事務所が発行した医療券を持って医療機関へ受診

②急病等の緊急時や、夜間・休日等の福祉事務所閉庁時にかかる場合

- 伊丹市生活保護受給証を医療機関に提示のうえ受診
- 後日、福祉事務所の開庁時に来所し、必ず届出

③継続的に受診する場合

- 毎月始めの受診の際に福祉事務所に連絡（電話連絡でも受付）

④治療が終了した時等、受診が必要なくなった場合

- 速やかに福祉事務所に連絡（電話連絡でも受付）



(2) 入院するとき

○本人又は世帯員の方が、必ず福祉事務所へ届出

伊丹市マスコット たみまる

○急病等の緊急時や、夜間・休日等の福祉事務所閉庁時の場合

- 伊丹市生活保護受給証を医療機関に提示

- 後日、福祉事務所の開庁時に来所し、必ず届出

○退院するときや転院するときにも、必ず福祉事務所へ届出

○1ヶ月以上の入院のとき、生活扶助費の金額に変更があります。

○6ヶ月以上の入院のとき、住宅扶助費の認定が削除される場合があります。



※※《医療扶助利用の際の注意事項》※※

・生活保護の指定 医療機関で受診

生活保護の指定を受けていない場合、医療券を扱ってもらえず、全額自己負担となります。

・近隣の医療機関で受診

必要性が認められた場合は遠方の医療機関への受診が可能です。

・同じ診療科に同時に複数の医療機関への受診は禁止

転医や検査等で異なる医療機関を受診するときは、事前に地区担当員にご相談ください。

・適正な受診

必要以上に受診せず、主治医と相談して適正な受診や治療を行ってください。

・複数の医療機関等での同様の薬の処方(重複処方)は禁止

重複処方をさけるため、医療機関、薬局にお薬手帳を持参してください。

・薬は後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用

後発医薬品は品質や効き目、安全性が、先発医薬品と同等であるとして、厚生労働大臣が承認を行っている医薬品です。原則として、後発医薬品を使用していただくことになっています。

・医療扶助で認められない医療(個室ベッド代等)に注意

医療扶助の適用が受けられないものは、全額自己負担となります。

(3) 各種保険・自立支援医療制度等の利用について

①国民健康保険

○生活保護受給中は、国民健康保険の資格は喪失します。

○保険証は使用できないため、お持ちの方は速やかに申し出ください。

②社会保険（健康保険）

- 健康保険の被保険者証、共済組合員証はそのまま使用可能です。
- 既にお持ちの方や新たに取得・喪失された方は必ずご連絡してください。
- 受診時は必ず医療機関等に、医療券と社会保険（健康保険）証の両方を提示してください。
- ※働いている人は、収入として認定する額から社会保険料等相当額を必要経費として控除できますので、可能な限り社会保険に加入してください。

③自立支援医療制度

- 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）を既にお持ちの方や、新たに取得された人、更新された人は、必ず連絡してください。

④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

- 既にお持ちの人や、新たに取得された人、更新や等級が変更になった人は、必ず連絡してください。

⑤その他

- 特定医療費（指定難病）・学校保健法・特定疾患治療研究事業・小児慢性特定疾患治療研究事業・原爆医療等、医療費の補助が受けられる資格がある方は、速やかに申請してください。
- 既にお持ちの方や新たに取得された方は必ず連絡してください。

※②～⑤の各種保険・手帳等をお持ちの人は、受診の際必ず医療機関へ提示をお願いします。

※制度の対象となる方は、速やかに申請してください。

(5) その他の医療扶助について

① 治療材料（メガネ・コルセット等）が必要なとき

- 手順1 福祉事務所が交付した要否意見書を医療機関へ提出
- 手順2 医療機関で要否意見書の記載を受け取 扱業者へ提出
- 手順3 取 扱業者で要否意見書の記載を受け福祉事務所へ提出
- 手順4 福祉事務所が審査を行い、承認後、取 扱業者へ治療材料券を交付
- 手順5 取 扱業者から治療材料を受け取る

② 施術機関（マッサージ・鍼灸整骨院等）へ通院したいとき

施術機関の意見書や、医師の同意を確認し、福祉事務所が認めた場合は施術券を交付。通常の受診とは取り扱いが異なるため注意が必要。

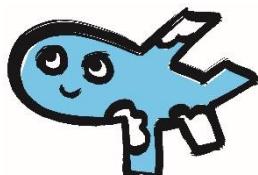
③ 医療移送費が必要なとき

歩行が困難で公共交通機関の利用が必要な時や、公共交通機関の利用が困難でタクシーの利用が必要な時等、事前に福祉事務所が主治医に意見を求め、必要性があると認めた場合に、移送にかかる費用を支給。主治医の意見書が必要。

※介護タクシーは事前の見積が必要となります。

事前の相談がなく、治療材料の購入、施術機関の受診、タクシー等での通院をされた場合は、**全額自己負担になります。**

※必ず事前に相談が必要です。事後の申請は認められません。



I 2. 介護サービスの利用

(1) 65歳以上の人

- 介護保険に加入し、介護保険の給付対象となる介護サービスが利用可能
- サービス利用時の自己負担相当額が介護扶助の対象

(2) 40歳以上65歳未満の人

- ①次のいずれにも該当する場合、介護保険法と同等の介護サービスが利用可能

- ・初老期における認知症・脳血管障害等の加齢が原因とされる特定の病気
- ・日常生活に介護や支援等が必要な状態

- ②障害者手帳や自立支援医療をお持ちの方は障害者総合支援法による福祉

サービスの利用が可能

- この場合、障害福祉サービスの利用を優先

※ 介護サービスを受けるには、要支援・要介護認定が、障害者総合支援法による福祉サービスを受けるには、障害支援区分認定が必要です。初回利用時には、申請書の提出が必要になります。まず地区担当員にご相談ください。

きがる そうだん
お気軽にご相談ください。



伊丹市マスコット たみまる

I 3. 地区担当員、民生委員・児童委員

(1) 地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所には、保護受給世帯を受け持つ地区担当員がいます。地区担当員は生活や健康、仕事の状況等をお聞きし、必要な支援や助言をします。また、保護の決定や継続に必要な調査や家庭訪問等も行います。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、生活保護を含めた社会福祉全般について、皆さんの相談に応じてくれます。福祉事務所とも連携します。困った事があれば、ご相談ください。

Ⅳ. 自立支援

専門の支援員による自立のための支援があります。利用の際は地区担当員に相談してください。

就労支援	就労支援員による就職のための支援。 仕事選びや仕事をするまでの不安の相談、履歴書の書き方や会社での面接の対応方法等の支援を実施。
就労準備支援	就労準備支援員による長期離職者や就労経験が少ない方など就労のための訓練が必要な方への支援。 すぐに仕事につくのが不安な人へ外出による生活リズムの構築や、協力事業所での仕事体験、社会人マナーのセミナー等を行う。
就労自立促進事業	ハローワークの就職支援ナビゲーター（担当制）による就職のための支援。キャリアカウンセリング応募先の選択等、求職活動の相談・支援を実施。
退院・地域移行支援	退院・地域移行支援員による長期（180日以上）入院などで退院が可能な方の退院のための支援。
精神障害者等在宅支援	退院・地域移行支援員による精神障害等がある方への自立した生活のための支援。
修学支援	修学支援員による小・中・高等学校等に就学している子どもとその保護者に通学や勉強の不安、学校での悩み、進学先等についての相談・支援。
家計改善支援	家計改善支援員による家計相談や金銭管理等適正な家計管理のための支援。
年金受給資格調査支援	年金受給資格調査支援員による年金記録の調査や年金請求の手続きなど年金に関する相談・支援。

日常生活支援	日常生活支援員による定期的通院や健康的な日常生活への改善など健康管理のための支援。 家に閉じこもりがち、生活リズムが整っていない、通院ができない等、日常生活に課題をお持ちの方が健康的な生活が送れるよう、訪問や相談を実施。
医療扶助相談	医療扶助相談員による、頻回受診、重複処方や後発医薬品の使用等、医療の適正利用のための相談や助言。
介護サービス相談	介護支援専門員による介護サービスの適正な利用のための相談や助言。
高齢者見守り支援	高齢者見守り支援員による高齢世帯の方へ家庭訪問を実施し、高齢者の生活を見守るための支援。
健康管理支援	保健師や看護師による健康管理についての相談や各種健康診断の案内などの健康づくりのための支援。 健康づくりのため、市が行っている以下の健診を受診することができます。受診前に手続き方法・受診方法等について地区担当員または保健師にご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本健康診査（40歳以上）※ ・ 肝炎ウイルス検査（40歳以上） ・ 大腸がん検診（40歳以上） ・ 胃がん検診（40歳以上） ・ 肺がん検診（40歳以上） ・ 前立腺がん検診（50歳以上・男性） ・ 子宮頸がん検診（20歳以上・女性） ・ 乳がん検診（40歳以上・女性） <p>※社会保険加入者は利用不可</p>

●参考資料●

基礎控除額

(令和2年度10月~)

(1級地~1)

収入金額別区分	1人目 (収入がある世帯員のうち最も収入が多い者)	2人目以降
円 0 ~ 15,000	円 0 ~ 15,000	円 0 ~ 15,000
15,001 ~ 15,199	15,001 ~ 15,199	15,000
15,200 ~ 18,999	15,200	15,000
19,000 ~ 22,999	15,600	15,000
23,000 ~ 26,999	16,000	15,000
27,000 ~ 30,999	16,400	15,000
31,000 ~ 34,999	16,800	15,000
35,000 ~ 38,999	17,200	15,000
39,000 ~ 42,999	17,600	15,000
43,000 ~ 46,999	18,000	15,300
47,000 ~ 50,999	18,400	15,640
51,000 ~ 54,999	18,800	15,980
	0	
55,000 ~ 58,999	19,200	16,320
59,000 ~ 62,999	19,600	16,660
63,000 ~ 66,999	20,000	17,000
67,000 ~ 70,999	20,400	17,340
71,000 ~ 74,999	20,800	17,680
75,000 ~ 78,999	21,200	18,020
79,000 ~ 82,999	21,600	18,360
83,000 ~ 86,999	22,000	18,700
87,000 ~ 90,999	22,400	19,040
91,000 ~ 94,999	22,800	19,380
95,000 ~ 98,999	23,200	19,720
99,000 ~ 102,999	23,600	20,060
103,000 ~ 106,999	24,000	20,400
107,000 ~ 110,999	24,400	20,740
111,000 ~ 114,999	24,800	21,080
115,000 ~ 118,999	25,200	21,420
119,000 ~ 122,999	25,600	21,760

123,000	~	126,999		26,000	22,100
127,000	~	130,999		26,400	22,440
131,000	~	134,999		26,800	22,780
135,000	~	138,999		27,200	23,120
139,000	~	142,999		27,600	23,460
143,000	~	146,999		28,000	23,800
147,000	~	150,999		28,400	24,140
151,000	~	154,999		28,800	24,480
155,000	~	158,999		29,200	24,820
159,000	~	162,999		29,600	25,160
163,000	~	166,999		30,000	25,500
167,000	~	170,999		30,400	25,840
171,000	~	174,999		30,800	26,180
175,000	~	178,999		31,200	26,520
179,000	~	182,999		31,600	26,860
183,000	~	186,999		32,000	27,200
187,000	~	190,999		32,400	27,540
191,000	~	194,999		32,800	27,880
195,000	~	198,999		33,200	28,220
199,000	~	202,999		33,600	28,560
203,000	~	206,999		34,000	28,900
207,000	~	210,999		34,400	29,240
211,000	~	214,999		34,800	29,580
215,000	~	218,999		35,200	29,920
219,000	~	222,999		35,600	30,260
223,000	~	226,999		36,000	30,600
227,000	~	230,999		36,400	30,940
231,000	~		(※)	(※)	
新規就労者控除 (新規就労後6ヶ月) 11,700円		20歳未満控除 11,600円			

（備考）基礎控除額について

収入額が231,000円以上の場合は、収入額が4,000円を増加するごとに、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算する。

せいかつ ほ ご ほうだい じょう しゅうろううじり つきゅうふきん し きゅう
<生活保護法第55条の4>（就労自立給付金の支給）
とどうふけん ち じ しちょうお よ ふくし じむしょ かんり ちようそんちょう ひ ほ ご し ゃ じりつ じょちょう はか
都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図る
かんり ぞく ふくし じむしょ しょかんく いきない きよじゅうち ゆう きよじゅうち また
ため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は
あき どうがいしょかんく いきない ひ ほ ご し ゃ こせいろうどうしようれい さだ あん
明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安
てい しょくぎょう つ た こせいろうどうしようれい さだ じゅう ほ ご ひつよう
定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつ
みと たい こせいろうどうしようれい さだ しゅうろう じりつ きゅうふきん し きゅう
たと認めたものに対して、厚生労働省令の定めるところにより、就労自立給付金を支給す
る。

せいかつ ほ ご ほうだい じょう せいかつじょう ぎ む
<生活保護法第60条>（生活上の義務）
ひ ほ ご し ゃ つね のうりょく おう きんろう はげ みずか けんこう ほ じ およ ぞうしん つと
被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、
しゅうにゅう ししゅつ た せいけい じょうきょう てきせつ はあく ししゅつ せつやく はか た せいかつ
収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活
い じ およ こじょう つと
の維持及び向上に努めなければならない。

せいかつ ほ ご ほうだい じょう とどけで ぎ む
<生活保護法第61条>（届出の義務）
ひ ほ ご し ゃ しゅうにゅう ししゅつ た せいけい じょうきょう へんどう また きょじゅう ち も
被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若
せたい こさせい いどう ほ ご じっしきかんまた ふくし じ む しょちょう
しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長に
むね とど て ほ ご じっしきかんまた ふくし じ む しょちょう
その旨を届け出なければならない。

せいかつ ほ ご ほうだい じょう し じ な ど し た が ぎ む
<生活保護法第62条>（指示等に従う義務）
ひ ほ ご し ゃ ほ ご じっしきかん だい じょうだい こ う が き き て い ひ ほ ご し ゃ
被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を
きゅうご せつ こうせい し せつ も た てきとう し せつ に うしょ も し せつ
救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に
にゅうしょ いたく も し じ じ ん か て い よ う ご いたく ほ ご お こ な け つ い ま た お こ な け つ い
に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又
だい じょう き て い ひ ほ ご し ゃ た い ひ つ う し ど う ま た し じ
は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに
したが ほ ご し せ つ し た が ほ ご し せ つ
従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の
かんりき て い し た が ほ ご し せ つ
管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の
へんこう て い し ま た は い し ほ ご じ っ し き か ん
変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合に
どうがいひ ほ ご し ゃ た い べんめい き かい あた
は、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あら
かじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければなら
ない。

5 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を
のぞ き て い て き う よ う し よ ぶ ん ぎ む
除く。）の規定は、適用しない。

せいかつ ほ ご ほうだい じょう ひ よ う へんかん ぎ む
<生活保護法第63条>（費用返還義務）
ひ ほ ご し ゃ き う は く ば あ い と う し り く ほ う う ぎ む
被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、

保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

<生活保護法第77条> (費用等の徴収)

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

<生活保護法第77条の2>

急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

<生活保護法第78条> (費用等の徴収)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

<生活保護法第78条の2>

保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によって行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第77条の2第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

<生活保護法第85条> (罰則)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

5 健 112-1-067 A4